

平成21年10月30日
第2126号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則（54・医務薬事課）……………1

告 示

- 平成21年度准看護師試験の実施（478・医務薬事課）……………1
- 救急病院の認定（479・医務薬事課）……………2
- 鳥獣保護事業計画の変更（480・自然保護課）……………2
- 争議行為の予告（481・雇用労働政策課）……………3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（482・河川砂防課）……………3
- 土砂災害警戒区域の指定（483・河川砂防課）……………5

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）……………6

教育委員会告示

- 教育委員会会議の開催（17・教育庁総務課）……………7

規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十四号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の二中「一・八パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第478号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、次のとおり平成21年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定に基づき、告示する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成22年2月16日（火）
午後1時から午後3時30分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁正庁
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎大会議室

2 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護(看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論) 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

3 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 受験資格を有することを証する書類

保健師助産師看護師法施行規則第27条各号に掲げる書類

(3) 履歴書

(4) 写真

出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影した上半身、縦4cm、横3cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの2枚

5 受験願書用紙の交付

(1) 期間

平成21年10月30日(金)から同年12月11日(金)まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

6 受験願書の受付

(1) 期間及び時間

平成21年12月7日(月)から同月11日(金)までの午前9時から午後5時まで
(郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

7 受験手数料

(1) 額

6,900円

(2) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

8 合格者の発表

平成22年3月10日(水)午前10時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)に掲示する。

9 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

10 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部医務薬事課(電話018-860-1405)

秋田県告示第479号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|--------|---------------|---------------|
| 本荘第一病院 | 由利本荘市岩淵下110番地 | 平成24年10月24日 |

秋田県告示第480号

第10次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定に基づき、公表する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

(「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第481号

平成21年10月13日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事件

- (1) 運営に関する事
- (2) 一時金及び手当に関する事
- (3) 要員確保に関する事
- (4) 労働条件に関する事
- (5) その他

2 日時

平成21年11月10日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

3 場所

| | |
|-------------------|----------|
| 鹿角市花輪字八正寺13番地 | 鹿角組合総合病院 |
| 北秋田市花園町10番5号 | 北秋中央病院 |
| 能代市落合字上前田地内 | 山本組合総合病院 |
| 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保37番地 | 湖東総合病院 |
| 秋田市飯島西袋一丁目1番1号 | 秋田組合総合病院 |
| 由利本荘市川口字家後38番地 | 由利組合総合病院 |
| 大仙市大曲通町1番地30号 | 仙北組合総合病院 |
| 横手市前郷字八ツ口3番1 | 平鹿総合病院 |
| 湯沢市山田字勇ヶ岡25番地 | 雄勝中央病院 |
| 秋田市八橋南二丁目10番16号 | 秋田県厚生連本所 |

4 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア、予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 区 域 名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|-------|---|---------------------|-----------------------|
| 堂川 | 北秋田郡上小阿仁村堂川字屋布下タ、字外長綱及び字山根（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 堂川1号 | 北秋田郡上小阿仁村堂川字屋布下タ、字山根及び字中島川端（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |
| 上五反沢 | 北秋田郡上小阿仁村五反沢字堰根沢口及び字芹田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |
| 中五反沢 | 北秋田郡上小阿仁村五反沢字伊勢堂岱（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |
| 堂川沢川 | 北秋田郡上小阿仁村堂川字屋布下タ及び字山根（次の図のとおり） | 土石流 | |
| 上五反沢 | 北秋田郡上小阿仁村五反沢字堰根沢口（次の図のとおり） | 土石流 | |
| 中五反沢 | 北秋田郡上小阿仁村五反沢字伊勢堂岱、字ラントウ下タ及び字森ノ下タ（次の図のとおり） | 土石流 | |
| 北浦 | 男鹿市北浦北浦字北浦（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |
| 相川1号 | 男鹿市北浦相川字冷水（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |

| | | |
|---------|-------------------------------|---------|
| 相川 | 男鹿市北浦相川字冷水（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 北浦4号 | 男鹿市北浦北浦字北浦（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 忍田1号 | 男鹿市北浦北浦字忍田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 冷水 | 男鹿市北浦相川字冷水（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉原 | 男鹿市北浦北浦字杉原及び北浦（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 琴川 | 男鹿市五里合琴川字前田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 白根坂台 | 男鹿市北浦真山字白根坂台（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田1号 | 男鹿市男鹿中山町字家口（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤巻台 | 男鹿市男鹿中滝川字藤巻台（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 三ツ森下台1号 | 男鹿市男鹿中滝川字三ツ森下台（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 三ツ森下台2号 | 男鹿市男鹿中滝川字三ツ森下台（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 島田2号 | 男鹿市男鹿中滝川字島田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 神田 | 男鹿市男鹿中滝川字神田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 島田1号 | 男鹿市男鹿中滝川字島田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 仁井山 | 男鹿市船川港仁井山字滝沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 羽立 | 男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 羽立1号 | 男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 二合田 | 男鹿市船川港比詰字二合田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 姥ヶ沢 | 男鹿市北浦真山字姥ヶ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 安全寺川 | 男鹿市北浦安全寺字水沢及び安全寺（次の図のとおり） | 土石流 |
| 水上沢 | 男鹿市北浦安全寺字安全寺（次の図のとおり） | 土石流 |
| 当田沢 | 男鹿市男鹿中中間口字当田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 千刈田沢 | 男鹿市男鹿中中間口字千刈田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 杉下沢 | 男鹿市男鹿中滝川字杉下（次の図のとおり） | 土石流 |
| 島田沢 | 男鹿市男鹿中滝川字根田面（次の図のとおり） | 土石流 |
| 岩の神沢 | 男鹿市船川港仁井山字大石台及び滝沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 大石台・森越沢 | 男鹿市船川港仁井山字大石台及び森越（次の図のとおり） | 土石流 |
| 比詰沢 | 男鹿市船川港比詰字二合田、才の神及び大巻（次の図のとおり） | 土石流 |
| 餅ヶ沢 | 男鹿市船川港比詰字餅ヶ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 二合田沢1 | 男鹿市船川港比詰字二合田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 境目 | 由利本荘市牛寺字境目及び字川原ノ上（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第483号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 区 域 名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------|--------------------------------|---------------------|
| 上金川 | 男鹿市船川港金川字金川（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 中間口沢 | 男鹿市男鹿中中間口字千刈田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 馬生目・屋敷田沢 | 男鹿市船川港仁井山字野辺、屋敷台及び馬生目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 二合田沢2 | 男鹿市船川港比詰字二合田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 増川 | 由利本荘市大内三川字山根（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 家ノ上 | 由利本荘市大内三川字家ノ上（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 白山田 | 由利本荘市大内三川字白山田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山根 | 由利本荘市大内三川字山根（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 飛種 | 由利本荘市徳沢字飛種（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 三川 | 由利本荘市大内三川字払川（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 牛寺沢4 | 由利本荘市牛寺字境目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 牛寺沢3 | 由利本荘市牛寺字境目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 牛寺沢2 | 由利本荘市牛寺字境目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 牛寺沢1 | 由利本荘市牛寺字境目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 三川沢 | 由利本荘市大内三川字払川（次の図のとおり） | 土石流 |
| 大石沢2 | 由利本荘市徳沢字西ノ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 大石沢1 | 由利本荘市徳沢字大石沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 大石沢 | 由利本荘市徳沢字大川原野（次の図のとおり） | 土石流 |
| 並崎沢 | 由利本荘市徳沢字細田（次の図のとおり） | 土石流 |
| カバサ沢 | 由利本荘市徳沢字細田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 三太郎沢 | 由利本荘市大内三川字山根（次の図のとおり） | 土石流 |
| 五輪沢 | 由利本荘市徳沢字飛種（次の図のとおり） | 土石流 |
| 小田山沢 | 由利本荘市徳沢字飛種（次の図のとおり） | 土石流 |
| 小田野 | 由利本荘市徳沢字飛種（次の図のとおり） | 土石流 |

| | | |
|-------|---------------------------------------|---------|
| 上屋敷 | 大仙市蛭川字上屋敷及び下屋敷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 上屋敷2号 | 大仙市蛭川字上屋敷及び立平（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 上毘沙門沢 | 大仙市大曲西根字上毘沙門沢及び仁応寺（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 石山下 | 大仙市蛭川字石山下、大方寺及び鳥ノ沢並びに大曲西根字上野（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 石山下1号 | 大仙市蛭川字石山下及び上屋敷（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 宇津台沢 | 大仙市大曲西根字仁応寺及び本田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 宇津田沢2 | 大仙市大曲西根字宇津台及び仁応寺（次の図のとおり） | 土石流 |
| 上成沢沢 | 大仙市大曲西根字上成沢、下成沢及び杉矢崎（次の図のとおり） | 土石流 |
| 鳥居沢1 | 大仙市大曲西根字鳥居（次の図のとおり） | 土石流 |
| 鳥居沢 | 大仙市大曲西根字鳥居（次の図のとおり） | 土石流 |
| 蛭川 | 大仙市蛭川字石山下、大方寺、田ノ上、鳥ノ沢及び段長根（次の図のとおり） | 土石流 |
| 蛭川北沢 | 大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷及び立平（次の図のとおり） | 土石流 |
| 水上沢 | 大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷及び立平（次の図のとおり） | 土石流 |
| 寺屋敷沢 | 大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷及び立平（次の図のとおり） | 土石流 |
| 北太田沢1 | 大仙市内小友字北太田、浅川及び太田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 北太田沢2 | 大仙市内小友字北太田、浅川及び太田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 北太田沢3 | 大仙市内小友字北太田及び太田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 余り目沢 | 大仙市内小友字余り目及び上余り目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 宇津田沢3 | 大仙市大曲西根字宇津台及び仁応寺（次の図のとおり） | 土石流 |
| 宇津田沢1 | 大仙市大曲西根字宇津台及び仁応寺（次の図のとおり） | 土石流 |
| 鳥居沢2 | 大仙市大曲西根字鳥居（次の図のとおり） | 土石流 |
| 上戸沢沢1 | 大仙市大曲西根字仁応寺及び本田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 上戸沢沢2 | 大仙市大曲西根字上成沢、下成沢及び杉矢崎（次の図のとおり） | 土石流 |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成21年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 「スタートライン」

3 代表者の氏名

萩 田 弘 則

4 主たる事務所の所在地

秋田県湯沢市字下山谷180番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校やひきこもり、いじめ等に悩んでいる方々及びその家族に対して、相談支援や社会参加のための訓練等に関する事業を行い、受益対象者の社会参加及び思いやりのある地域作りや共生社会の実現に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第17号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成21年10月30日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成21年11月5日午後3時

2 場所

県立横手清陵学院

3 案件

- (1) 平成22年度秋田県教育委員会定期人事異動方針案について
- (2) 秋田県立図書館協議会委員の任命について
- (3) その他

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成21年3月31日(号外第9号)公布秋田県財務規則の一部を改正する規則
(原稿誤り)

2

中

終わりから5から12

| | | |
|-------|-------------------------|-------------------|
| 総務企画部 | 総合政策課に属する職員のうちから知事が命ずる者 | 総合政策課長の職にある出納員の事務 |
| | 税務課に属する課長以外の職員 | 税務課長の職にある出納員の事務 |

| | | |
|-------|-------------------------|--|
| 総務企画部 | 総合政策課に属する職員のうちから知事が命ずる者 | 総合政策課長の職にある出納員の事務 |
| | 市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者 | 政治資金報告書等の写しを交付するときに徴収する現金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)に係る出納局会計管財課長の職にある出納員の事務 |

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄